

令和8年 第4回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年4月23日（木）
午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時	令和8年4月23日(木) 午後2時00分～午後3時57分
2. 開催場所	那須烏山市南那須庁舎 大会議室
3. 出席委員(16人)	会長:16番 興野 礼子 会長職務代理者:8番 黒須 明 委員:1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井喜代子、 9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、 18番 大野 悟、19番 大野 覚文
4. 欠席委員(1人)	委員:15番 石川 翔平
5. 遅参委員(0人)	
6. 早退委員(0人)	
7. 欠員	2番、17番
8. 出席農地利用最適化推進委員(3人)	13番 大谷 頼正、16番 渡邊 修、19番 山本 幸一
9. 議事日程	日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 報告第1号 職員の任免について 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第3号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第15号)に係る意見聴取について 日程第6 議案第4号 令和7年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について 日程第7 議案第5号 令和8年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画について 日程第8 議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
10. 農業委員会事務局職員	事務局長 相ヶ瀬 仁志、係長 大橋 伴美、主事 高橋 凌介
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和8年第4回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。

会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日は、15番 石川 翔平 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、17名中16名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお願いいたします。
議長	直ちに会議を開きます。（午後 2時 09分） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 > < 令和6年9月26日付け農地法第5条許可について、令和8年4月17日付けで提出のあった取消願書を同日付けで受理した旨を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 1番 大窪 克美 委員、3番 中村 東 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 大橋 伴美 氏と、高橋 凌介 氏を指名いたします。 次に、日程第2 報告第1号 「職員の任免について」、報告書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（大橋）	< 報告第1号 報告書の朗読 >
議長	事務局からの報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 人事異動に伴う説明 >
議長	報告が終わりましたので、この件について何かご質問等ありましたらお願いいたします。
	< 質問等なし >
議長	ご質問等ないようですので、次に進みます。 次に、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、8番 黒須 明 委員。整理番号2、15番 石川 翔平 委員は欠席のため事務局から報告。整理番号3、19番 大野 寛文 委員。整理番号4、14番 大森 浩之 委員。整理番号5、6番 小口 久男 委員。整理番号6・7、11番 檜山 徳夫 委員。
8番 黒須 明 委員	4月18日、大谷推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約10年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台。取得地への通作距離、約2.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田130a、畑68a、計198a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

事務局（高橋）	<p>4月14日、秋元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、親族（姉弟）。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ブルーベリー、仏花を作付予定。農業従事経験及び農業形態、なし、非農家。取得地への通作距離、自宅から約25.5km、管理している実家から約5m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
19番 大野 覚文 委員	<p>4月20日、仁野平推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親族（兄弟）。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ジャガイモ、サツマイモ、白菜を作付予定。農業従事経験及び農業形態、約15年、非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約30m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
14番 大森 浩之 委員	<p>4月20日、渡邊推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、デントコーン。農業従事年数及び農業形態、約20年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、ホイールローダー2台、乳牛85頭、繁殖和牛20頭。取得地への通作距離、約4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田74a、畑189a、計263a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
6番 小口 久男 委員	<p>4月15日、鈴木推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。</p>

<p>(6番 小口 久男 委員)</p>	<p>以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約10年、第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田98a、計98a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>11番 檜山 徳夫 委員</p>	<p>受人は、●●●を拠点に那須烏山市、●●●において畜産を営む農地所有適格法人となります。本申請では、廃業した牧場の採草放牧地を購入し、子牛を放牧する目的での申請となります。申請者は、申請地以外の周囲の牧場及び農地全てを、農地バンクを通じた売買で取得する予定となっており、今回、農地バンクを通じた売買の要件に合致しなかった部分の農地を本申請で取得したいと考え、申請したものとします。農地バンクを通じた売買後に、申請地一帯を、子牛を放牧する牧場として利用する予定です。子牛は月に約200頭生まれるそうです。この場所で約3か月放牧して、また●●●に戻すというサイクルなので、最大で約600頭が放牧される予定となっております。資料は22ページをご覧ください。赤枠内が今回の申請地で、緑枠内が農地バンクを通じた売買で取得予定のところ です。</p> <p>4月14日、寺島推進委員、受人、渡人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6・7のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、1-6：売買による所有権移転、1-7：贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、肉用牛の飼育・肥育及び販売、乳用牛生産のための乳用牛の飼育、飼料用農作物の栽培及び販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●●、3,132、権利提供者、10日/年。●●●、2,186、代表取締役、300日/年。●●●、1、取締役、280日/年。●●●、1、取締役、280日/年。（議決権の数）合計5,320。参考、普通株式合計6,116（5,320を含む）。農業関係者の議決権の割合、約87%。農業関係者が総議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が役員を占める。農機具・家畜の保有状況、トラクター11台、ホイールローダー23台、乳牛及び肉用牛5,100頭。取得地への通作距離、約15km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑2,093a、樹園地24a、計2,117a。農地取得については、市農政部局畜産担当と協議済。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、株式会社で主たる事業が農業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員を過半が農業に常時従事する構成員であること、役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること、以上のことから、農地法第2条第3項の要件のすべてを満たしており、「農地所有適格法人」と認められると思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以</p>

<p>(11番 檜山 徳夫 委員)</p>	<p>上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>13番 大谷頼正 推進委員</p>	<p>(整理番号1について) 特に意見はありません。</p>
<p>16番 渡邊修 推進委員</p>	<p>(整理番号4について) 大森委員と現地調査したところ、現在、ライ麦が作付けされていて、それを刈り終えた後に作付けするということです。何ら問題ないと思われま。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
<p></p>	<p>< 質疑・異議なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、整理番号1から整理番号5までについては、申請のとおり許可することとし、整理番号6及び整理番号7については、譲受人が農地所有適格法人であることから、農地法第3条第5項の規定に基づき、農地等の権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す旨の条件を付した上で、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p>
<p></p>	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 、整理番号1から整理番号5までについては、申請のとおり許可することとし、整理番号6及び整理番号7については、先ほど口述した条件を付した上で、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
<p></p>	<p>次に、日程第4 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（大橋）	＜ 議案第2号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1・2・3、6番 小口 久男 委員。整理番号4・5、12番 田澤 稔 委員。
6番 小口 久男 委員	<p>4月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が原野、西が山林、南が宅地、北が道を挟んで原野・雑種地。同意書、該当なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,048㎡（うち農地884㎡、原野164㎡、フェンス内面積約740㎡）。転用面積、884㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電業務は小売電気事業者である●●●株式会社に委託（業務委託に関する契約書あり）。構造等、パネル124枚、寸法2,465mm×1,134mm。パワーコンディショナー10台。発電出力49.5kW（最大出力79.36kW）、年間発電量約9万3千kWh。周囲にフェンス設置。出入口、北側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和8年10月31日まで。その他（他法令等との関係等）、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電業務委託先事業者が東京電力の託送供給の承諾済（令和7年4月30日）。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
	<p>4月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が道を挟んで雑種地、南が道を挟んで原野、北が宅地・雑種地。同意書、該当なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地におい</p>

<p>6番 小口 久男 委員</p>	<p>て太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,237㎡（うち農地746㎡、雑種地491㎡、フェンス内面積約776㎡）。転用面積、746㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電業務は小売電気事業者である●●●株式会社に委託（業務委託に関する契約書あり）。構造等、パネル124枚、寸法2,465mm×1,134mm。パワーコンディショナー10台。発電出力49.5kW（最大出力79.36kW）、年間発電量約9万4千kWh。周囲にフェンス設置。出入口、北側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和8年10月31日まで。その他（他法令等との関係等）、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電業務委託先事業者が東京電力の託送供給の承諾済（令和7年4月30日）。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>4月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が山林、南が原野、北が雑種地。同意書、該当なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、905㎡（うち農地601㎡、原野304㎡、フェンス内面積約779㎡）。転用面積、601㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電業務は小売電気事業者である●●●株式会社に委託（業務委託に関する契約書あり）。構造等、パネル112枚、寸法2,465mm×1,134mm。パワーコンディショナー9台。発電出力44.55kW（最大出力71.68kW）、年間発電量約8万4千kWh。周囲にフェンス設置。出入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和8年10月31日まで。その他（他法令等との関係等）、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電業務委託先事業者が東京電力の託送供給の承諾済（令和7年5月8日）。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
--------------------	--

12番 田澤 稔 委員

4月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、有限会社●●● 取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が山林、西が道を挟んで山林、南が道を挟んで山林・雑種地、北が道を挟んで山林。同意書、該当なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、市内に本店を有し貨物自動車運送業を営んでいるが、事業用車両が年々増加しているため、現在の敷地は満車状態で、事業用車両及び従業員自家用車の駐車場が不足している状況である。駐車間距離にゆとりをもたせると共に、事業用車両（7台分）及び従業員自家用車（6台分）の駐車場の確保を計画したところ、申請地を取得できることとなり、申請に至った。総事業面積、2,036㎡。転用面積、2,036㎡。転用目的、駐車場（貨物自動車7台分、従業員自家用車6台分）。出入口、南側。その他、砂利舗装予定。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資料42ページをご覧ください。●●●、●●●がメインの通りで、●●●から右の方に向かって舗装道路になっております。同様に、●●●、●●●も舗装道路です。この道路の先には、以前●●●があったんですが、現在は稼働しておらず、一般の人はほとんど通らない道だそうです。雑種地と書いてあるところは駐車場になっておりまして、事業用車両が停められています。また、申請地の右隣が山林で、申請地と段差があるんですが、開墾して10年くらい前まではサトイモ等を作っていたらしく、その後、草が生い茂っていたところを今回の申請に向けてきれいにしたそうです。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年5月10日から令和8年8月31日まで。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。過去に業務用駐車場を目的とした農地転用の実績なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

4月21日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社 代表社員 ●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が山林・畑、西が道を挟んで畑、南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、なし。●●●・●●●は、令和8年2月26日付けで5条許可取得（営農型、作物：菌床キクラゲ）。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、自然エネルギーによる発電、電気の供給及び販売の他不動産業等を行っているが、本市にも太陽光発電所を所有しており、既存施設との一体管理を効率よく行える新たな発電所用地を探していたところ、条件の良い申請地を取得でき

<p>(12番 田澤 稔 委員)</p>	<p>ることになり、申請に至った。総事業面積、307㎡(土地境界にフェンス設置)。転用面積、307㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。構造等、(●●●・●●●・●●●の3筆で)パネル668枚(●●●は40枚)、寸法2,274mm×1,134mm。パワーコンディショナー5台。発電出力240kW(最大出力354.04kW)、年間発電量約44万kWh。周囲にフェンス設置。出入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。土地の境界に沿ってフェンスを設置するという事で、境界を確認しながら、隣接農地に迷惑を掛けないようにとの話はしてあります。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年7月1日から令和8年8月31日まで。その他(他法令等との関係等)、経済産業省事業認可済(令和4年3月28日)。東京電力と接続協議済(令和3年11月29日)。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>19番 山本幸一 推進委員</p>	<p>(整理番号4について)特に問題ございません。</p>
<p>議長</p>	<p>●●●地区担当 7番 荒井 喜代子 委員、何かありますか。</p>
<p>7番 荒井 喜代子 委員</p>	<p>ここは長年、農地パトロールの対象(遊休農地)になっていたところなので、きれいに草刈りが済んで、今回の申請ということで、山本推進委員の意見のとおり何の問題もないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>●●●地区担当 3番 中村 東 委員、何かありますか。</p>
<p>3番 中村 東 委員</p>	<p>前々日、渡人の●●●さんから話を聞いたところ、数十年、他の人が作っていたので、自分の土地だと思っていなかったそうです。今回、転用事業者が調べた結果、●●●さんの土地だと判明し、今まで作っていなかったところなので了承の返事をしたということらしいです。</p>

議長	これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
4番 堀江 恒夫 委員	整理番号3は、公図等を見る限り進入路がないようですが、資材等の搬入はどこからするのでしょうか。
6番 小口 久男 委員	渡人所有の宅地（●●●）への進入路があるので、そこから搬入可能です。
	< 他に質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第5 議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第15号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第15号）に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第15号）については、【地域計画区域内】新規21件、更新1件。農地中間管理権の設定を受ける者9名、農地中間管理権の設定をする者22名です。設定面積は、87,610㎡です。令和8年度累計は、138,769㎡です。権利設定の内容等は、資料

(事務局長 (相ヶ瀬))	のとおりです。なお、本案は、令和8年5月29日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案 (第15号) に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案 (第15号) に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第4号 「令和7年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局長 (相ヶ瀬)	< 令和7年度那須烏山市農業委員会活動実績報告により説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「令和7年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 は、異議等がないよう

(議長)	ですので、原報告書のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第6 議案第4号 「令和7年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 は、原報告書のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7 議案第5号 「令和8年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局 (大橋)	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局長 (相ヶ瀬)	< 令和8年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画により説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。
議長	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「令和8年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画について」 は、異議等がないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第7 議案第5号 「令和8年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画について」 は、原案のとおり承認することに決定いたしましたので、(案)を削除願います。</p> <p>次に、日程第8 議案第6号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」 を議題といたします。議案書を朗</p>

(議長)	読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局長 (相ヶ瀬)	< 令和8年度最適化活動の目標の設定等について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第6号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」 は、異議等がないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第6号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」 は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。
	(午後 3時 57分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年4月23日

議 長

1 番

3 番